

【第2部：研修会の概要】

現在厚生労働省では「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ副業・兼業の普及促進を図っています。平成30年1月には「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等が公表され、今後企業には「副業・兼業」について原則認める方向で検討することが求められています。ただ現実問題としては「労働時間の通算、管理の問題」「安全配慮義務の問題」「情報漏洩、競業禁止義務の問題」等、様々な制度的課題について検討する必要があるところであります。会員皆様の企業、顧問先でも今後相談が増えることが予想されます。今回中野先生には当該ガイドラインについて・様々な制度的課題や問題点等を含め、中野先生がご相談を受けた実際の事例などを踏まえ幅広くご講義頂く予定です。是非ご参加ください。

【中野先生の略歴】

氏名	中野 厚徳（なかの あつのり）
所属	虎ノ門パートナーズ法律事務所 第一東京弁護士会 所属 東京都社会保険労務士会 所属 事務所は東京都港区虎ノ門1-1-28 東洋プロパティ虎ノ門ビル9階
略歴	平成4年3月 東京大学法学部卒業 平成4年4月 株式会社日本債券信用銀行（現 あおぞら銀行） 入行 人事部にて採用・研修・人事企画（リストラ）業務を担当 平成9年11月 社会保険労務士資格取得 平成11年12月 同行退職 平成12年1月 中野経営労務事務所（社会保険労務士事務所）開設 同年4月 中小企業診断士資格登録 平成16年11月 旧司法試験合格 平成18年10月 弁護士登録 弁護士法人朝日中央総合法律事務所入所 平成21年1月 虎ノ門パートナーズ法律事務所 開設 同月 中野経営労務事務所を虎ノ門社会保険労務士事務所に名称変更 平成21年9月 虎ノ門LLPを他の専門家（弁護士、社労士、会計士、税理士、不動産鑑定士等）と設立 平成28年7月 虎ノ門社会保険労務士事務所を法人化（虎ノ門社会保険労務士法人） ・ 弁護士としての活動は事業承継紛争（相続を契機として分散する株式を巡るの会社支配権紛争）、相続紛争、成年後見、労働紛争（使用者側）の分野に実績が多い。企業法務のほか労働審判や訴訟対応も多い。 ・ 社会保険労務士としての活動は人事制度、賃金制度についてのコンサルやアドバイスの他、労務相談、是正勧告等の労働基準監督署対応、労災事故対応、各種勉強会講師など。 ・ 講演、セミナー講師は近年のものとして、東京都板橋区法律講座、中小企業診断士理論政策更新研修講師のほか北海道社労士会、福島県社労士会、栃木県社労士会、千葉県社労士会やその支部などでの研修講師。
取得資格	弁護士、社会保険労務士、中小企業診断士、宅建、行政書士、利き酒師